

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書」に関する質問・回答

本文

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
26	土壌調査	3	2	1	(1)				調査範囲は、第一種特定有害物質は土壌ガス調査、第二種・第三種特定有害物質は表層土壌調査でよろしいですか。	土壌汚染対策法に基づく概況調査及び詳細調査を行うこととします。
27	外構工事	3	2	1	(3)				見学会時に桜の木を残置する旨の説明がございましたが、クレーンの設置場所など施工計画、見積金額にも影響します。残置する樹木の範囲、数量をご教示いただけないでしょうか。	原則として、クレーンの設置場所等、工事で支障となる場合は施工計画に必要な範囲で剪定、伐採をすることは支障ありません。
28	県等が行う業務との調整・協力	4	2	3					県等が行う業務との調整・協力の結果、設計・建設期間の変更が必要となった場合、または事業者追加的な費用が生じた場合には、設計・建設期間の変更契約や県による費用負担に応じて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	県等が行う業務は、設計・建設期間の変更及び事業者追加的な費用が生じないよう事業者と事前調整し実施していきたいと考えていますが、設計・建設期間の変更、事業者追加的な費用が生じる場合は、具体的に発生した状況を踏まえ、事業契約書に基づいて対応していきます。
29	基本設計の位置づけ	8	3	2	(2)				「基本設計図書に示されて性能・仕様又はそれを上回る水準の性能・仕様を提案し、本事業を実施すること。」とありますがコスト調整において事業目的を念頭にいた上での原設計の性能・仕様を下回る提案は可能でしょうか。	基本設計図書の位置付けについては、要求水準書に記載のとおりですが、具体的な内容を個別対話やVE提案範囲の確認時に頂き、判断します。
30	基本事項	9	3	3	(1)				債務負担行為設定額以内に入札価格を収めるためには、大幅なコスト縮減が必要だと思料します。しかしながら、施設整備費の中で大きなウェイトを占める熱源や太陽光発電パネルについて、変更又は採用見合せを行う提案は、ZEBを目指す省エネルギー性能の確保に反することから、VE提案とは認められず、失格要件に該当するという理解でよろしいでしょうか。	具体的な内容を個別対話やVE提案範囲の確認時に頂き、判断します。太陽光発電パネルについては、居室環境や避難等の法的条件、ZEBへの影響や外観デザインにも配慮し、提案してください。また、ZEBの失格要件については「落札者決定基準P14 別紙 定量評価の手法 表6 ZEBの目標値の段階的評価と得点」を参照してください。
31	基本事項	9	3	3	(1)				「原則として、基本設計図書の・・・その内容に基づくこと。」とありますが、ア～オに提示されている事項を含め、提案者が適当と判断すれば変更は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	技術的検討結果に基づき、軽微な変更がある場合は、県と対話・協議の上、県が適当と判断すれば変更を認めることとしていますので、具体的な変更内容を個別対話やVE提案範囲の確認時に頂き、判断します。
32	基本事項	9	3	3	(1)	イ			「立面計画のうち建物4周における太陽光発電ガラス等を使用したダブルスキンスシステム」のダブルスキンスシステムは必須ですか。	基本設計図書に明記しているとおり、維持管理を容易とする上でダブルスキンスシステムは必要と考えますが、適用範囲、メンテナンスデッキ等の仕様変更は提案に委ねます。また、メンテナンスデッキの仕様変更による床面積の増加は可とします。
33	基本事項	9	3	3	(1)	イ			「太陽光発電ガラス等」とありますが、太陽光発電ガラス以外のものを使用したダブルスキンスシステムでもよろしいでしょうか。	ZEBや発電量に配慮し、居室から外への視認性などの執務環境、避難距離を確保するため必要となる採光を確保した上で、提案に委ねます。
34	施設整備にあたっての配慮事項	9	3	3	(2)				「エ 県内企業の技術を積極的に採用すること。」とございますが、具体的にどのような技術を想定されていますか。	基本設計では、2温水回収ジェネリンク、県産木材、三州瓦、色素増感太陽光パネル等を想定しましたが、どのような技術を導入するかは提案に委ねます。
35	長期耐用性能の確保	9	3	4	(2)				構造体について65年間大規模な修繕を行わずに使用できるものとするのとありますが、65年間とはどのような基準で定められているのでしょうか。また、今後、法令の改正等により大規模修繕が必要となった場合には本規定に拘わらず、大規模修繕を行うことは可能でしょうか。	官庁施設の基本的性能基準（国営整第197号 平成25年3月29日）「5-1耐用性に関する性能」において、「官庁施設の使用期間については、原則として、65年から100年程度を目安として長期的に使用することを目標とする。」等を参考に規定しています。法令改正によって大規模修繕が必要となる場合は、法令に適合するよう大規模修繕を行います。
36	事前調査	10	3	5	(1)	7	(4)		事前調査として、地質調査、既存アスベスト等調査および土壌調査を事業者にて行うこととされておりますが、当該調査等を行った結果、本事業に対する事業提案前に県より受領または閲覧に供された資料と相違する点が判明し、施設整備業務に影響を与える場合には、「事業契約書第20条第3項」の設計の変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第20条第2項の協議を経て、第20条第3項に基づき対応します。
37	国庫補助金申請等への対応	11	3	5	(1)	ウ	(7)		原則、県が行う業務であり、申請書の作成、とりまとめは県が行い、事業者は、そのための資料提供を行うと理解してよろしいでしょうか。	申請等に必要な提出書類一式について、県からの要請に基づき協力・作成する必要があります。
38	設計監修への協力	12	3	5	(1)	エ	(エ)		設計監修への協力について具体的な委託業務内容をご教授ください。	設計監修は以下の業務を想定しています。 ・要求水準書等の意図を実施設計者に正確に伝えるための業務等 ・実施設計図書等を要求水準書等に照らして検討及び確認する業務 ・実施設計図書等が契約書の内容に適合しているかの確認及び県へ報告する業務等 なお、事業者においては上記の業務に協力することとします。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
39	建設業務	12	3	5	(2)	7	(4)	i	アスベストについて、事前調査および処分に係る記載がありますが、当該調査等を行った結果、本件事業に対する事業提案前に県より受領または閲覧に供された資料と相違する点が判明し、事業提案時に想定していた処分に増加費用が生じる場合には、「事業契約書第20条第3項」の設計の変更の対象としてご精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第20条第2項の協議を経て、第20条第3項に基づき対応します。
40	アスベストについて	12	3	5	(2)	7	(4)	i	アスベストの使用有無については事業者が調査とありますが、解体する建物にアスベストの有無により、解体工期や解体費用が大幅に異なりますので、その場合のスケジュール変更や金額の変更は対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 39の回答を参照してください。
41	建設業務	12	3	5	(2)	7	(4)	b	本件土地の土壌汚染等について、設計業務による事前調査の結果、本件事業に対する事業提案前に県より受領または閲覧に供された資料（基本設計で行った地歴調査等）と相違する点が判明した場合、または建設業務に実施時に、設計業務における事前調査からは判明しなかった土壌汚染等が検出された場合には、「事業契約書第20条第3項」の設計の変更の対象としてご精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第20条第2項の協議を経て、第20条第3項に基づき対応します。なお、現時点で汚染の除去の措置は本事業の事業範囲に含まれていません。
42	車両の規格について	12	3	5	(2)	7		f	工事中、測定車3台、乗用車6台、来所者・職員用12台とございますが、正確な面積を求めるために、各車種毎の寸法（縦・横・高さ）をご教授ください。	希望者に参考資料として貸与します。貸与の手続きはホームページに掲載します。
43	工事施工管理状況の報告	12	3	5	(2)	1		g	定期的に工事施工管理状況を報告とありますが、月1回程度と考えてよろしいでしょうか。	概ね月1～2回程度と考えていますが、県が別途必要と判断した場合は報告をお願いします。
44	解体・撤去工事の範囲	12	3	5	(2)	7		a	解体・撤去工事の範囲に既設施設の建築物（プレファブ、作り付け家具等を含む。）とありますが、「等」は具体的に何を指しますか。	実験台、ドラフトチャンパー、スクラパーなど、建築物と一体となっているものを含みます。
45	要求水準書 (新施設紹介PV等の作成)	15	3	5	(2)	7	(4)		パンフレットのページ数・印刷枚数、PR資料のページ数・印刷枚数はどの程度を想定すればよろしいのでしょうか。	印刷枚数は提案に委ねます。また、ページ数については数枚程度を想定しています。
46	業務実施の考え方	16	4	1	(2)				既設のまま使用する既存施設の現状の維持管理年間作業についてご教示ください。また、当該作業の作業報告書は閲覧可能でしょうか。	既設施設の維持管理年間作業については参考資料3のとおりです。また、平成26年度の当該作業報告書の一部を希望者に参考資料として貸与します。貸与の手続きはホームページに掲載します。
47	事業期間終了時の水準	16	4	1	(7)				「第4 維持管理業務要求水準」で求める水準が、事業期間終了時においても維持できるよう良好な状態であること。とございますが、事業終了までに構造上問題が生じた場合や、現状での利用が難しくなった場合には別途県で対応いただける可能性はございますでしょうか。	「第4 維持管理業務要求水準」で求める水準を確保してください。質問の内容が、本事業の事業範囲に含まない業務（大規模修繕等）による対応が必要な場合については、県で対応します。
48	大規模修繕	17	4	1	(9)	7	(4)		設備に係る大規模修繕の定義において、『機器、配線、配管の全面的な取替え』とありますが、全面的な取替えとは、“部材・部品の交換ではなく、機器本体を、耐用年数の経過や不具合の発生等により更新する”ということでしょうか。	具体的な状況を見て、機器、配線、配管の全面的な取替えを行う修繕に該当する場合は、県の負担となります。また、耐用年数が経過した場合でも修繕により使用できるものは使用していきたいと考えています。
49	業務の実施	20	4	3	(2)				平成27年10月30日公表の「要求水準書に関する質問の回答（No.119）」では、建築物環境衛生管理技術者の選任は予定していませんとのことですが、法令上では、施設規模を鑑みても当該資格者の選任が必要であると思料します。選任の必要がない理由をご教示ください。	厚生労働省のWebページ「特定建築物の定義に関するQ&A」で、「研究所のうち、自然科学系統の研究所は、特殊な環境にあるものが多いので、3,000m2以上の建築物であっても一般に特定建築物から除外される」と記載されています。当施設は自然科学系統の研究所に該当するため、建築物環境衛生管理技術者の選任は予定していません。 <参考> http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei12/index.html
50	要求水準（電灯設備）	20	4	2	(3)				『保守・修繕』とは、既存の電灯設備について保守・修繕を行うという理解でよろしいでしょうか。また、電球ではなく、既存の電灯設備を新しいものに取替える場合の費用は、県側の負担と考えてよろしいでしょうか。	前段の質問について、事業者が設置した及び既設施設の電灯設備についてはご理解のとおりです。後段の質問について、具体的な状況を見て、機器、配線、配管の全面的な取替えを行う修繕に該当する場合は、県の負担となります。なお、既設施設の電球の調達は本事業の事業範囲に含まれていません。
51	要求水準（排水設備）	22	4	3	(3)				既存施設の排水設備における水質検査項目・作業回数をご教示ください。	希望者に参考資料として貸与します。貸与の手続きはホームページに掲載します。
52	要求水準（清掃業務）	24	4	5	(3)	1			本館・研究棟、動物舎棟、騒音振動棟以外の建物の清掃（窓の外側も含む）は誰が、どのような水準で行うのでしょうか。	PFI事業の対象としていない部分は、職員が随時、必要に応じて清掃を実施する予定です。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	カ	(カ)	英字		
53	要求水準 (清掃業務)	24	4	5	(3)	イ			本館・研究棟、動物舎棟、騒音振動棟の執務室及び実験室の清掃は誰が、どのような水準で行うのでしょうか。	No. 52の回答を参照してください。
54	要求水準 (清掃業務)	24	4	5	(3)	ウ			本館・研究棟、動物舎棟、騒音振動棟の執務室及び実験室のゴミは誰が、所定の場所に収集し、集積するのでしょうか。	職員が所定の場所に持ち込むことを予定しています。
55	廃棄物の分別、保管	27	4	5	(8)				廃棄物の分別・集積・保管に関する業務は、県が実施する廃棄物処理業務には含まれていないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	保安警備業務	28	4	6					保安警備業務は、全施設を対象とするのでしょうか。機械警備を行う場合、全施設を対象とするのでしょうか。	保安警備業務は本施設を対象とします。また、機械警備業務はガスガバナ一棟を除く本施設を対象とします。
57	要求水準 (保安警備業務)	28	4	6	(2)	イ			事業者が行う警備時間以外の県が行う保安警備業務の業務内容を教えてください。要求水準を教えてください。	職員等が随時、受付対応等を行う予定です。
58	要求水準 (敷地内の植栽地帯・緑化部分)	28	4	7	(3)				植栽維持管理業務とは、植栽の植え替え等は含まず、既存の植栽につき維持・管理を行うのみと考えてよろしいでしょうか。また、事業者が要求水準に従って植栽の維持・管理を行っていたにもかかわらず、植栽が枯れるなど植栽の状態を維持できなくなった場合、事業者は責任を負わないと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問について、植え替えの実施は提案に委ねます。後段の質問について、ご理解のとおりですが、気付いた場合は速やかに県に報告するようにしてください。
59	施設見学への対応	31	5	3	(3)				事業者は、県が実施する施設見学等に対して、本施設の案内や概要説明に協力することとされています。事業契約書(案) p18 第50条においては、施設見学者への説明等を行うものとし、かつ、見学者が安全に見学できるよう配慮するものとしてされています。事業者は、施設見学者への説明を自ら行うのか行わないのかどちらが正かご教示ください。また、自ら見学者の説明を行う場合の業務は維持管理業務に含まれ、その対価はサービス購入量Cに含まれると考えてよろしいでしょうか。同様に、見学者の安全への配慮も維持管理業務に含まれ、その対価はサービス購入量Cに含まれると考えてよろしいでしょうか。	施設見学への対応のなかで、施設や環境配慮技術等に関する技術的な説明が必要な場合は、事業者が施設見学者を案内し、直接説明していただくことを想定しています。施設見学等に係る業務対価(安全への配慮を含む。)については、サービス購入量Cに含まれます。

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書」に関する質問・回答

別紙1 各室・エリアの要求水準

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁							
60	電気設備	1-4						各室の電源(3φ、1φ、VA値またはW値)等のユーティリティを御教示下さい。	実験室として動力：200VA/m ² 、電灯：75VA/m ² 、実験室以外の室は一般電灯25VA/m ² を見込んでいます。
61	設定温度	2						番号97の暗室・検体保管室(衛研)の空調設定温度が25~28℃となっておりますが、空調方式ゾーニング図(基本設計報告書7-21)では白抜き(空調なし)となっております。どちらが正しいのでしょうか。	「別紙1 各室・エリアの要求水準」を正とします。
62	相対湿度	2						番号101の低温実験室1、102の低温実験室2、142の医動物低温実験室、226の低温実験室1は居室です。法的に換気設備が必要なため、結露しない程度まで除湿する必要があるかと思いますが、除湿機を設置すれば宜しいのでしょうか。	除湿方法は提案に委ねます。
63	設定温度	4						番号213のふ卵室は空調設定温度が37℃となっておりますが、空調方式ゾーニング図(基本設計報告書7-21)では白抜き(空調なし)になっております。どちらが正しいのでしょうか。また37℃にする場合、空調システムを御教示下さい。	「別紙1 各室・エリアの要求水準」を正とします。また、空調システムは提案に委ねます。
64	局所排気装置	5-8						局所排気装置の風量と形状を御教示下さい。	局所排気装置は測定分析機器等からの有毒ガスを処理する目的で設置するため、必要な風量、形状等は個々の測定分析機器により異なりますので、実施設計において協議した上で、必要とされる性能を確保した局所排気装置を設置してください。なお、基本設計では天井マウントタイプのフレキシブルフード(口径φ50)を想定しています。
65	清掃範囲	5-8						諸室毎の清掃対象の有無が明示されておりますが、清掃対象外の諸室(入室不可の諸室など)の消防設備点検等、法令上実施しなければならない作業に関する取扱いについてご教示ください。	本項の清掃範囲は清掃業務に関する範囲です。消防設備点検等、法令上実施が必要のある業務は、本施設を対象に事前調整の上作業を実施していただく予定です。

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書」に関する質問・回答

別紙3 施設備品調達リスト

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
66	(その4) <衛生研究所：ドラフトチャンパー・安全キャビネット>							その4において、No. 39の品名は安全キャビネットですが、型番「KN-735-B」は動物飼育ラックです。品名とは型番で相違あるため、どちらが正しいか御教示下さい。	No. 39の製品名は「陰陽圧飼育ラック」を「正」とします。 なお、同製品は病原体を感染させた動物を飼育して動物実験を行うため、バイオハザード対策の観点から給排気にプレフィルター及びHEPAフィルターが装備されている「安全キャビネット」機能が整備された動物飼育装置です。 安全な作業環境を実現する安全キャビネットと同等な設備として位置づけているため、品名を安全キャビネットとしてあります。
67								施設備品調達リストは本工事としますが、その他記載無き実試験研究設備は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	施設備品調達リストに記載されている施設備品以外で、県が移設、調達する備品は含みません。